

## 議案第13号

### 財産の処分（皆生尚寿苑）について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量	
土 地	米子市新開一丁目1393番 1ほか19筆	8,997.27平方メートル	
建 物	米子市新開一丁目1393番 1ほか	本 体	2,296.88平方メートル
		集 会 室	101.92平方メートル
		物 置 場	28.00平方メートル
		E V ホール	52.50平方メートル
		便 所	6.80平方メートル
		車庫・倉庫	54.00平方メートル
		自転車置場	8.98平方メートル
		居 室 等	1,769.71平方メートル
		地域交流室	91.22平方メートル

#### 2 相手方

米子市大崎1511番地1

社会福祉法人真誠会 理事長 小 田 貢

3 処分予定価格

種 類	処分予定価格
土 地	103,106,000円
建 物	95,294,000円

4 処分の理由

県立社会福祉施設の見直しに伴い、皆生尚寿苑を平成31年3月31日限りで廃止し  
民営化するため、その土地及び建物を処分しようとするものである。